



CanadianSolar 製品保証書_規約

保証管理番号：

保証開始日：

カナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）は、上記保証管理番号にて発行された CanadianSolar 製品保証書に記載された蓄電池製品（以下本保証書規約において「本製品」という。）を当社より直接購入された買主（以下「買主」という。）に対し、本保証書に規定される条項、条件及び除外事項に従い、本製品の設置後のインターネット接続の継続を条件として、保証開始日後 15 年の間、本製品には、製品仕様書、ユーザーマニュアル、本体貼付ラベル、施工マニュアル等それらの付属書類（以下「標準製品文書」という。）に明記される通常の用途、設置、使用及び稼働の条件下において本製品の機能性に悪影響を与えるような材料及び製造の瑕疵がないことを保証する。

上記の保証に基づく請求は、本製品の不具合又は不適合が、標準製品文書に明記される通常の用途、設置、使用及び稼働の条件下において、材料及び／又は製造の瑕疵のみに起因して生じたものであることを買主が証明できる場合にのみ、認められるものとする。

性能保証

当社は本保証書に規定される条項、条件及び除外事項に従い、本製品の設置後のインターネット接続の継続を条件として、保証開始日後 15 年の間、本製品が、当初の容量（製品ラベルに記載される）の最低でも 60% を維持することを保証する。

本製品の実出力は、標準試験（JIS C 8715-1、SII 公募要領に準拠した基準状態における試験）条件を用いた検証のみで決定されるものとする。検査機器の不確実さは、全ての実出力測定において考慮され、適用されるものとする。

評価テストは、当社又は当社が指定するテスト機関が行うものとする。当社がテスト結果を評価する権利を有する。

保証開始日

上記の「製品保証」及び「性能保証」を、各々及び総称して「保証」という。

保証の開始日は本製品の納品日の 180 日後若しくは設置日より 90 日後若しくは電力系統連系日のいずれか早い方の日付とする。

本製品の設置登録

買主が本保証書に基づく保証を利用するためには、本製品及びその設置確認が、買主の保証開始日までに EP_CUBE アプリケーションにて本製品のシリアル番号、設置住所を登録する必要がある。登録は、本製品を使用する個人及び／又は会社（以下「エンドユーザー」という。）の設置住所において本製品を設置する個人及び／又は会社（以下「設置者」という。）が設置及び試運転のプロセスの一部として完了させる必要がある。登録は、リモートアップグレード及びモニタリング、インターネット再接続通知を可能にするために必要となる。

インターネット接続要件の推奨事項

買主は、本製品を設置し、インターネットに接続することにより、EternaPlanet が、本製品の使用状況および操作を遠隔で監視し、本製品のソフトウェアおよびファームウェアを、随時、追加の通知なしに、遠隔でアップグレードできることに同意し、また買主は設置者およびエンドユーザーにこれを同意させるものとする。アップグレードにより、本製品の動作が短時間中断する場合がある。

適用除外事項

以下のものは、保証の範囲または適用に含まれない。

- 1) 買主が、本製品について、要求された支払条件に従った全額支払を行わない場合
- 2) 本製品が、他のメーカーが明示的に保証している他の製品の構成部品として使用されている場合
- 3) ご使用中の経年劣化、又は通常使用による製品の変化（据付面の変色、サビ、キズ、摩耗、変質、音、振動、汚れ、カビ、液晶の表示劣化、LED ライトの不具合を含むがこれらに限定されない。）
- 4) 自然災害（火災、水害、洪水、火災、地震、嵐、雷等）、周辺環境（塩害等）等によって生じた損害
- 5) 錆などの腐食、動植物等の外部要因（生物、動物、昆虫の侵入）によって生じた損害
- 6) 寒冷地（1 年の大半を極寒の気候が占める地域）での屋外設置による損害
- 7) 不適切な設置又は本製品の標準製品文書や地方の法律、規制、規則及び要件に従って実行されなかった設置、保管、操作又はメンテナンスに起因する損害
- 8) 不適切な取扱い、出荷又は輸送による損害
- 9) 第三者の機器、構成部品、ソフトウェアもしくはモニタリングシステム、又はこれらのいずれかに起因する損害
- 10) 当社又は当社の認定施工 ID 保有者であり且つ EP_CUBE 受講コースの受講完了証明証を取得した者（以下「施工 ID 保有者」という）によって提供されていない材料又は工作
- 11) ヒューズ及びフィルターを含む交換可能な消耗品
- 12) 買主がテスト又は解析を必要とする場合の費用
- 13) 電力サージ及び偶発的な破損を含むがこれらに限定されない、不可抗力事象又は事故によって生じた損害
- 14) 発電機からの高入力電圧や電気系統の事象などの本製品の仕様外の外的事象（高調波、電圧過渡、細動及び周波数事象を含むがこれらに限定されない。）によって生じた損害
- 15) 外来事故（偶発的な破損、爆発、暴動、破壊行為、投石、大型飛来物、落下物、戦争行為等）による損害
- 16) 当初の設置場所から移動された本製品
- 17) その他、当社の管理の及ばない事由に起因する損害
- 18) パワーコンディショナの定格出力以上にモジュールを設置すること（高積載）によって生じたピークカット、温度上昇抑制による発電ロス
- 19) 電力会社様指定の電力抑制による発電ロス
- 20) 蓄電池の充放電動作が 1 日 1 サイクルを超えて、日常的に使用されていることが確認の結果判明した場合
- 21) 蓄電池を系統停電時以外に自立出力のみで使用された場合
- 22) 離島又は離島に準じる遠隔地への出張修理又は代替品の提供を行う場合の出張及び代替品の送付に要する実費

さらに、保証は、本製品の中断のない動作やエラーのない動作の保証は含まない。

尚、以下の場合、保証が無効となり、以降効力を失います。

- 1) 誤用、乱用及び／又は不適切な使用、過失、不適切な設置、過充電、内部又は外部の物理的損傷又は変化、換気不足、本製品にとって不適切な環境での使用（本製品内に過度の摩耗や破損又はゴミの蓄積を引き起こす環境又は場所を含む。）

- 2) 当社の施工 ID 保有者以外の者によって本製品の設置、試運転または修理が行われたか行われようとした場合
- 3) 当社の書面による明示的な事前承諾なしに、本製品を開けて、変更、もしくは分解または改変した場合、又は本製品の封印シールを破損した場合（例えば、フロントパネルを開けたままにした場合など）
- 4) 該当する本製品又はその型式及びシリアル番号の除去、リバースエンジニアリング又は変更

救済措置

本製品が該当する保証期間中に本保証書に定める性能保証又は製品保証に適合しないことを確認した場合、当社は、以下の救済措置のいずれか一つを自身の選択により提供するものとする。

- 1) 本製品を修理する
- 2) 本製品と同等若しくは類似の製品を代替品として提供する、
- 3) 保証の請求時点における本製品の公正な市場価値の返金を行う

いかなる場合であっても、適用される電子廃棄物処理規制に関連して支払義務が生じる賦課金、手数料、徴収金、税金、その他の財務上の義務を含む、本製品の撤去、設置、及び／又は再度の設置に関連する費用および経費は、署名の付された書面において当社が別途同意しない限り、買主の負担であり続けるものとする。当社が実施する救済措置、または当該救済措置の対象となる本製品に課される手数料、徴収金、賦課金、税金、またはその他の財務上の義務のいずれの費用についても、不具合の生じた本製品の購入時点では存在していなかった規制、政府、又は司法上の決定に起因して支払い義務が生じた場合、当社は支払いを行わないものとする。

不具合の生じた本製品の修理又は代替品の提供が行われた場合でも、適用される保証期間を延長しないものとする。代替品又は修理された製品の保証期間は、不具合の生じた本製品の保証期間の残りの期間とする。不具合の生じた本製品の所有権は、当社の判断で、買主に新品若しくは代替品を提供することを決定した時に、当社に移転するものとする。

適用のある法律に別途規定される場合を除き、上記の救済措置は、上記の保証への違反に関する当社の唯一かつ排他的な義務であり、また買主の唯一かつ排他的な救済措置を定めるものである。

請求手続

買主が上記の保証の対象となる正当な請求権を自らが有すると確信する場合、買主は、裏付けとなる情報（請求製品数量、製品番号、並びに、購入時の請求書及び証拠等）を添え、上記の該当する保証期間中に、欠陥が発見されたか、されるべきであった後から 45 日以内までに出来る限り早く、書面によってそのような請求を以下の住所又は当社が適宜通知する将来の住所宛に、当社に対して提出するものとする。

カナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社
〒160-0022 東京都新宿区新宿五丁目 17 番 5 号 ラウンドクロス新宿 5 丁目 8 階
E メール：csj.callcenter@csisolar.com

かかる書面による請求を受領した場合、当社は、上記の保証のいずれかに違反があった旨の買主の請求について、更なる検証を求めることができるものとする。検証のために本製品を第三者の試験機関に送付する必要がある場合は、かかる試験機関は、ISO/IEC 17025:2017 の認定を受けていて双方の合意する機関とする。

保証の譲渡

本保証は本製品の設置場所住所が変更されていないことを条件に、所有者変更届を提出することで、本製品の新たな所有者へ譲渡できるものとする。

複数保証の取り扱い

買主は、上記の各保証に基づき、請求を行う権利を有する。但し、単一の瑕疵に起因して、複数の保証に基づく請求権が発生した場合で、かつ当社が上記に定める通りに当該瑕疵を治癒した場合、当社は、当該瑕疵に起因して生じたすべての該当する保証請求について解決したものとみなされるものとする。

紛争解決

保証請求に関連する紛争が発生した場合、当該紛争は、関連する本製品にかかる買主と当社との間の購入契約に定める準拠法条項および紛争解決手続に従って付託され、最終的に解決されるものとする。

免責事項

本保証書に定める保証は、全ての他の明示的又は黙示的保証（当社側における商品性の保証及び特定目的又は用途への適合性を含むがこれらに限定されない。）及びその他の当社の全ての義務に代わるものであり、かつそれらを排除するものである。但し、当社が上記の他の保証及び義務につき書面により同意している場合はこの限りでない。

責任の制限

適用のある法律で認められる最大限の範囲において、当社は、自身の製品又はその使用に起因して生じ又はそれらに関連するあらゆる原因から生じた、個人若しくは財産への損害若しくは傷害又はその他の損失若しくは傷害に関して、本保証書により、その責任又は債務を免れ、一切の責任又は債務を負わないものとする。適用のある法律で認められる最大限の範囲において、当社は、いかなる状況下においても、買主又は買主を通じ若しくは買主の下で請求を行う第三者に対して、本製品に起因若しくは関連して生じた、いかなる逸失利益、使用不能による損失、若しくは使用機会の喪失、又は、いかなる種類の付随的損害、派生的損害又は特別損害についても、たとえそのような損害の可能性につき知らされていたとしても、一切の責任を負わないものとする。

保証請求があった場合、損害又はその他に関して当社が負う債務（もし債務がある場合には）の総額は、適用のある法律で認められる最大限の範囲において、当該保証請求の対象となる本製品について買主から当社に支払われた購入価格を超えないものとする。

買主は、上記の責任の制限が当事者間における合意の重要な要素であり、かつ、そのような制限が存在しない場合には本製品の購入価格は大幅に異なる金額になったであろうことを認める。

注意

本保証書の異なる言語のバージョン間において矛盾のある場合、日本語版が優先されます。本製品の設置及び取扱いは専門技術を要するため、資格ある専門業者によって行われるべきものです。また、本製品を使用する前に安全及び設置についての施工マニュアルをお読みください。